

金融商品の減損に関する 移行リソース・グループの活動内容

ASBJ シニア・プロジェクト・マネージャー かわにし まさひろ
川西 昌博

国際会計基準審議会（IASB）は、2014年7月に公表したIFRS第9号「金融商品」における新たな信用減損の要求事項の適用に関して、その適用上の論点を議論するために移行リソース・グループ（以下「ITG¹」という。）を組成している。本稿では、2015年9月16日に開催されたITGの第3回目の会議の概要を紹介する。

1. 本会議で議論された論点

ITGにおいては、前回のITG会議（2015年4月22日開催）から本会議までに7つの項目を受領しており、6つの項目を議論することとなった。本会議ではアジェンダとして次の4つの論点を取り上げられた。

(1) 信用リスクの著しい増大

- ① 個人向け貸付金など、同一の価格付け及び契約条件であるものの信用力が多様である顧客への貸付金のポートフォリオに対して、信用リスクが著しく増大したかどうかを企業はどのように決定すべきか
- ② 信用リスクが当初認識以降に著しく増大

したかどうか評価するための代用として、企業は信用リスクの行動指標を使用することができるか

- (2) 信用リスクの著しい増大を評価する際ににおける今後12か月にわたる債務不履行発生のリスクの変動の使用
- (3) リボルビング信用枠に対する予想信用損失の測定
- (4) 将来予測的な情報

- ① マクロ経済情報を含む将来予測的な情報は、予想信用損失の決定に対して別々に（例えば、ポートフォリオ別、企業別）織り込まれるべきか
- ② 予想信用損失に織り込まれる将来予測的な情報が合理的で裏付け可能であるかどうかのように決定できるか

2. 主な論点の概要

論点(1)：信用リスクの著しい増大

IFRS第9号における減損の要求事項の目的は、当初認識以降に信用リスクの著しい増大があったすべての金融商品について、全期間の予

1 ITGは、12名より構成されており、我が国からは、南里哲男氏（三菱東京UFJ銀行）がメンバーとして参加している。

想損失を認識することであるため、減損モデルは絶対的評価ではなく相対的評価を基礎としているものである。当初認識以降の信用リスクの変動が著しいかどうかは、当初認識時点における債務不履行発生リスクに左右され、その評価において信用リスクの著しい増大を適時に識別する目的で、金融商品を共通の信用リスク特性に基づいてグルーピングすることができる。

また、信用リスク分析は多面的であり、さまざまな方法があるが、一般的に金融商品が期日経過となる前に信用リスクは著しく増大していると予想されるため、期日経過の情報よりも将来予測的な合理的で裏付け可能な情報が考慮されなければならないとされている。

なお、IFRS 第9号は、ある金融商品が報告日現在で「信用リスクが低い」と判断される場合には、当該金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと推定することができるという実務上の簡便法を容認している。その判断の際には、国際的に理解されている低い信用リスクの定義と整合的な内部信用格付けなどを使用することができる。

本会議では、信用リスクの著しい増大の評価に関連して、次の論点につき議論が行われた。

① 個人向け貸付金など、同一の価格付け及び契約条件であるものの信用力が多様である顧客への貸付金のポートフォリオに対して、信用リスクが著しく増大したかどうかを企業はどのように決定すべきか

ITG メンバーは、当初認識以降に信用リスクが著しく増大したかを評価する際に、価格付けや契約条項だけを考慮して単一の閾値を使用することは適切でなく、さまざまな要素に基づいた評価が必要となるというIASB スタッフによる分析に概ね同意した。また、IFRS 第9号の減損モデルは絶対的評価ではなく、相対的評価に基づいており、債務不履行発生リスクの絶対値での変動が同じでも、当初の債務不履行

発生リスクの低い金融商品の方が、当初の債務不履行発生リスクが高い金融商品より変動が著しくなるというIASB スタッフによる分析に概ね同意した。

また、ITG メンバーからは、信用格付けシステムには将来予測的な情報が含まれていない可能性があるため、将来予測的な情報を把握する集合的評価により補完される必要があることや、ポートフォリオの分割方法が重要であるとのコメントが示された。

② 信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうか評価するための代用として、企業は信用リスクの行動指標を使用することができるか

ITG メンバーは、当初認識以降に信用リスクが著しく増大したかの評価は相対的評価であり、また借手の支払遅延などの行動指標はその評価において遅い指標であることから、単一の指標や内部情報に基づく指標のみではなく、将来予測的な情報や行動指標と債務不履行発生リスクとの関係を考慮するべきであるというIASB スタッフによる分析に概ね同意した。

また、ITG メンバーからは、信用リスクの著しい増大を評価する際に、類似の信用リスクの指標を信用特性が同じであるポートフォリオに対して使用できるように、ポートフォリオを分割すべきであるとのコメントも示された。

また、行動指標が報告日現在で「信用リスクが低い」と判断する方法に使えるかどうかについては、支払遅延などの行動指標は、国際的に理解された低い信用リスクの定義と整合したものではないため、その判断に使うことは適切でないというIASB スタッフによる分析に概ね同意した。

論点(2)：信用リスクの著しい増大を評価する際における今後12か月にわたる債務不履行発生リスクの変動の使用

IFRS第9号においては、各報告日において、企業は、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しなければならず、この評価を行う際に、当該金融商品の予想存続期間にわたる債務不履行発生リスクの変動を用いなければならない。ただし、債務不履行のパターンが当該金融商品の予想存続期間の中の特定の時点に集中していない金融商品については、今後12か月にわたる債務不履行発生リスクの変動が、全期間の債務不履行発生リスクの変動の合理的な近似となる場合があり、このような場合には、それを信用リスクの著しい増大を評価する際に使用することができる。とされている。

本会議では、今後12か月にわたる債務不履行発生リスクの変動が、全期間の債務不履行発生リスクの変動の合理的な近似となることの状況を確認する手続について議論が行われた。

ITGメンバーは、IFRS第9号は信用リスクの著しい増大を評価する手法を定めておらず、今後12か月にわたる債務不履行発生リスクの変動を使用することが適切かどうかの判断についても特定の手法を定めていないため、企業による適切な判断が必要であり、また信用リスクの著しい増大を評価する方法はIFRS第7号「金融商品：開示」に従い開示することが要求されるというIASBスタッフによる分析に概ね同意した。

また、ITGメンバーからは、今後12か月にわたる債務不履行発生リスクの変動が、全期間の債務不履行発生リスクの変動の合理的な近似であることを裏付ける当初時点の分析や継続的な分析の方法は、検討する金融商品の種類や、固有の事実及び状況に依存することになる

というコメントが示された。

論点(3)：リボルビング信用枠に対する予想信用損失の測定

IFRS第9号において、信用損失とは、企業に支払われる契約上のキャッシュ・フローと受け取ると見込んでいるキャッシュ・フローとの差額であり、予想信用損失を測定する際に考慮すべき最長期間は、企業が信用リスクに晒される最長の契約期間であるとされている。しかしながら、例外として、金融商品がローンと未使用コミットメントの両方を含んでおり、企業が返済を要求し未使用コミットメントを解約する契約上の能力により、信用損失に対する企業のエクスポージャーが契約上の通知期間に限定されない場合には、予想損失を信用リスクに晒される期間にわたり測定しなければならないとされている。

本会議では、クレジットカードなどのリボルビング信用枠や当座貸越契約について債務不履行時点のエクスポージャーを見積る際、企業が借手に契約上の信用枠を超えて引き出すことを容認する実績がある場合には、契約上の信用枠を超えた金額を未使用コミットメントのエクスポージャーとして用いることができるかどうかについて議論が行われた。

ITGメンバーは、IFRS第9号において予想信用損失は契約条件に基づき測定されることが原則であり、コミットメントの契約期間に関してのみ例外が設けられているため、契約上の信用枠の金額にまで例外を類推適用するべきでないというIASBスタッフによる分析に概ね同意した。

しかし、多くのITGメンバーは、借手に契約上の信用枠を超えて引き出すことを許容する実務があり、リボルビング信用枠における期間と金額は密接不可分の関係であるため、契約上の信用枠を超える金額がエクスポージャーの見

積りに考慮されない場合には、会計と信用リスク管理に相違が生じる可能性がある」と指摘した。このため、IASB スタッフは、本論点について、会計と信用リスク管理に相違が生じる可能性があることをIASB に伝えると本会議で説明した。

なお、2015年10月に開催されたIASB 会議において、ITG の活動報告が行われ、本論点についてIASB スタッフから説明がなされたが、IASB 理事は、基準は明確であり本論点について追加的な取組みを行わないというIASB スタッフによる提案に同意した。

論点(4)：将来予測的な情報

IFRS 第9号における減損の要求事項の目的は、当初認識以降に信用リスクの著しい増大があったすべての金融商品について、将来予測的な情報を含めたすべての合理的で裏付け可能な情報を考慮して、全期間の予想損失を認識することであるとされている。ここで、合理的で裏付け可能な情報とは、将来の経済状況の予測に関するものを含む、報告日時点で過大なコストや労力を掛けずに合理的で利用可能な情報である。

企業の信用リスク分析において、特定の要因が関連しているかどうかは、金融商品や借手の特性などに左右される。企業は、評価対象とする特定の金融商品に関連性のある合理的で裏付け可能な情報を考慮しなければならないが、要因の中には、個々の金融商品のレベルでは識別可能でないものがあり、その場合には、金融商品を共通の信用リスク特性に基づいてグルーピングした適切なポートフォリオについて要因を評価すべきであるとされている。

本会議では、信用リスクの著しい増大の評価及び予想信用損失の測定に使用される将来予測的な情報に関連して、次の論点につき議論が行われた。

① マクロ経済情報を含む将来予測的な情報は、予想信用損失の決定に対して別々に（例えば、ポートフォリオ別、企業別）織り込まれるべきか

ITG メンバーは、金融商品の持つリスクにより情報の関連性は異なるものであるため、将来予測的な情報は金融商品の持つ類似の特性を考慮して適切に織り込まれるべきであるというIASB スタッフによる分析に概ね同意した。

② 予想信用損失に織り込まれる将来予測的な情報が合理的で裏付け可能であるとどのように決定できるか

ITG メンバーは、IFRS 第9号における予想信用損失の測定は確率加重金額を反映する必要があるため、必ずしもすべての考え得るシナリオを特定する必要はないが、信用損失が発生する確率が非常に低い場合であっても、信用損失が発生する可能性と発生しない可能性を予想信用損失の測定に反映しなければならず、信用損失の発生する確率が非常に低い場合という理由だけで、そのシナリオを除外することはできないというIASB スタッフによる分析に概ね同意した。

ITG メンバーからは、将来予測的な情報が合理的で裏付け可能であると決定することは判断の程度が大きく、また特定の事象の発生可能性を評価することができるとしても、その不確実な将来の事象から生じる経済的影響を評価することは困難であるというコメントが示されたが、一方、企業は不確実な将来の事象の影響を見積ることに対して誠実に努力すべきであるというコメントも示された。

また、ITG メンバーは、IFRS 第7号に基づき、企業は、将来予測的な情報を予想信用損失の決定にどのように織り込んだのかを開示することが要求されているため、予想信用損失の決定に織り込むことができなかった将来予測的な情報を開示することは重要であるというIASB

スタッフによる分析に概ね同意した。

3. その他

バーゼル銀行監督委員会は、2015年2月に、市中協議文書「予想信用損失会計に関するガイダンス」を公表しており、当該ガイダンスは予想信用損失に関する一般的なガイダンスと付録A「IFRS第9号に関するガイダンス」から構成されている。本会議において、バーゼル銀行監督委員会より、2015年末までに当該ガイダンスを公表する予定であることが説明された。

4. 今後の予定

次回のITG会議は、2015年12月11日に開催が予定されており、10月21日までに受領した論点に基づいて議論を行う予定である。それ以降の開催日程は決定されていない。